

## 法人税法施行令等の一部を改正する政令要綱

### 一 法人税法施行令の一部改正（第1条関係）

- 1 組織再編成に係る適格要件について、次の見直しを行うこととする。（法人税法施行令第4条の3関係）
  - (1) 合併、分割及び株式交換に係る適格要件のうち、対価に関する要件における合併法人等の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係がある法人について、その保有する関係の細目等を定める。
  - (2) 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち、完全支配関係の継続要件、支配関係の継続要件及び親子関係の継続要件について、その適格合併後の株式交換等完全親法人との関係を不要とする。
- 2 仮想通貨について、次に掲げる事項の細目を定める等の整備を行うこととする。（法人税法施行令第12条、第118条の5～第118条の11、第123条の2関係）
  - (1) 取得価額
  - (2) 一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等
  - (3) 時価法により評価する仮想通貨の範囲
  - (4) 時価評価金額の計算
  - (5) 評価益又は評価損の翌事業年度における処理等
  - (6) 事業年度末において活発な市場が存在する仮想通貨に該当しない仮想通貨のみなし譲渡
  - (7) 未決済の仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額の翌事業年度における処理等
- 3 特定普通法人等が、その特定普通法人等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合に適格合併に該当しないものとみなして法人税法の規定を適用する措置等について、対象となる法人を特定普通法人等から普通法人又は協同組合等とすることとする。（法人税法施行令第14条の11、第121条の5、第125条、第133条の2、第139条の4関係）
- 4 再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資産の評価益又は評価損の益金又は損金算入制度における評価益又は評価損の計上に適しない資産の範囲に、活発な市場が存在する仮想通貨を加えることとする。（法人税法施行令第24条の

## 2 関係)

- 5 役員給与の損金不算入制度における業績連動給与の決定手続について、社外取締役のうち職務の独立性が確保された者の範囲を定めるとともに次の見直しを行うこととする。(法人税法施行令第69条関係)
  - (1) 報酬委員会における決定等の手続について、次の見直しを行う。
    - ① 業務執行役員が報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員でないこととの要件を除外する。
    - ② 報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員の過半数が独立社外取締役等であること及び委員である独立社外取締役等の全員が業績連動給与の決定等に係る決議に賛成していることとの要件を加える。
    - ③ 報酬諮問委員会に対する諮問等を経た取締役会の決議による決定に係る給与の支給を受ける業務執行役員がその決定等に係る決議に参加していないこととの要件を加える。
  - (2) 監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決議による決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決議による決定を除外する。
- 6 第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入制度における国税徴収法の第二次納税義務の規定により納付すべき国税等に準ずるものの細目を定めることとする。(法人税法施行令第78条の2 関係)
- 7 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、対象となる承継譲渡制限付株式の範囲を合併法人等の譲渡制限付株式又はその合併法人等との間に一定の完全支配関係がある法人の譲渡制限付株式とすることとする。(法人税法施行令第111条の2 関係)
- 8 損金の額に算入しない国税に係る延滞税等又は地方税に係る延滞金等に準ずるものの細目を定めることとする。(法人税法施行令第111条の4 関係)
- 9 被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち対価に関する要件及び合併等により親法人株式を交付しようとする場合におけるみなし譲渡の要件について、対象となる合併法人等の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係がある法人の株式等につき、その保有する関係の細目を定めることとする。(法人税法施行令第119条の7の2、第119条の11の2 関係)
- 10 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、特定引継資産及び特定保有資産に該当することとされる資産から活発な市場が存在する仮想通貨を除

外することとする。(法人税法施行令第123条の8関係)

- 11 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額について、内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額を加えることとする。(法人税法施行令第142条の2、第155条の27関係)
- 12 分配時調整外国税相当額控除について、法人税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算方法の細目を定めることとする。(法人税法施行令第148条、第155条の36、第201条の2関係)
- 13 農業協同組合中央会を法人税法別表第二に掲げる法人とみなして適用する法令の細目を定めることとする。(法人税法施行令附則第12条の2関係)
- 14 その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 二 法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第132号）の一部改正（第2条関係）

長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過規定について、所要の規定の整備を行うこととする。(法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第13条関係)

## 三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)